

# 令和5年度（2023）三原市社会福祉協議会事業計画

## 【基本方針】

高齢夫婦世帯など家族の縮小化と、一人暮らし高齢者など単独世帯が増えていることに加え、地域のつながりが希薄化するなど、社会的孤立が問題化されています。このことから複雑、複合化問題に対する世帯への対応が求められており、保健・医療・教育を含めた広範な分野と連携した、包括的な相談支援体制の整備が急務となっています。

令和3年度から事業実施している、地域共生社会推進事業からも、支援が必要であっても、相談につながっていない人や、相談につながっても問題意識がもてなく、支援に結びつかないケースも多くあり、また、権利擁護支援や課題が複合化しているなど、アウトリーチを含む多機関で協働して取り組む事例が増加しています。

また、今年度は第5次地域福祉活動計画の策定を行い、改めて「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、「地域を基盤とした住民活動の推進」「専門職間の連携強化と住民活動を支援する体制づくり（圏域のプラットホーム）」「住民活動の担い手育成」「総合相談支援体制の充実」の5点を基本目標に定め、地域共生社会の実現を進めます。

今年度の重点目標を5つ掲げ事業を行います。重点目標1は、住民主体の小地域福祉活動の推進により、住民活動・民生委員・住民自治組織、民間事業者・福祉専門職等で構成する地域福祉ネットワーク会議の設置と機能強化を図ります。課題の早期発見や相談がつながる体制づくりを進めます。小地域福祉活動と災害時の被災者支援が連携できるよう、平常時から地域や各種団体とのつながりづくりに取り組みます。

重点目標2は、障害者生活支援センターの運営を通じ、障害のある人やその家族の相談窓口として自立と社会参加の促進を図ります。また、委託相談支援事業所として専門職からの困難ケースに関する相談に対応できるよう相談支援機能の充実を図ります。今年度は、障害のある人の就労支援事業を新たに実施し、自立支援や参加支援の強化を図ります。

重点目標3は、重層的支援体制整備事業を今年度より受託し、地域のセーフティネット（総合支援窓口）の体制づくりのため、局内の連携や社会福祉法人・専門職のネットワークづくりを進め、制度の狭間にある福祉課題や支援を拒む人への、総合的な相談支援体制の構築を図ります。

また、前年度、行政から委託を受け、成年後見制度利用促進体制整備事業にそった中核機関として、「三原市権利擁護連携支援センター」を設置しました。これにより、地域の権利擁護を必要とする人や生活困窮者への対応だけでなく、複合的重層的な課題に対して、行政や学識経験者、司法専門職、福祉関係職等で作るネットワーク会議体で連携協議をする場を設けました。さらに今年度からはひきこもり相談支援や、重層的体制整備に関する事業を行政から新たに委託されるため、市社協局内・行政や多機関との連携の強化と、地域共生センターを社協局内に設置し、地域共生につながる総合的な相談支援の充実を図ります。

重点目標4は、介護保険事業運営については、処遇改善加算を見直すための体制づくりや、令和6年度の報酬改正の内容等への対応も視野に入れ、総合的・効率的なサービスの提供に努め、ICTを活用しながら関係機関との連携を図ります。高齢者や障害者等、サービスを必要とする人の尊厳を保持しつつ、個人の心身の特性に応じ自立した生活が送れるよう、ケアマネジメントの質の向上とニーズに対応できるサービスの提供により、利用者増へつながるよう努めてまいります。また、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう社協局内と連携した支援を目指します。

重点目標5は、法人運営においては、組織運営体制の強化や財務状況の透明性を確保し、適切

な法人運営に努めてまいります。また、一層の効率的な法人運営がもとめられ、事業の課題整理と合理化を推進し、より安定的な事業の経営を目指します。

### 【重点目標】

1. 小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援）及び地域福祉ネットワーク会議の推進を通じた住民活動・民生委員・福祉専門職が連携できる相談支援体制の構築
2. 障害者福祉の推進（相談支援機能の充実と関係機関との連携強化）
3. 制度の狭間や複雑な課題を抱えている、生活困窮や権利擁護ニーズに対し、他機関と連携しながら、問題解決と世帯の自立に向けて継続的な支援が図れるよう、総合相談支援体制の充実を図る
4. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営・介護福祉人材の確保
5. より適正な法人運営と経営機能の強化

### 【法人運営・各課の事業運営方針】

#### 地域福祉課

---

##### （事業運営方針）

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、「地域を基盤とした住民活動の推進」、「住民活動・専門職の協働による相談支援体制づくり」、「住民活動の担い手育成」、「地域づくりのための活動基盤整備」を進めます。今年度は三原市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画の期間最終年度となり、これまでの取り組みの評価と住民ニーズの把握を行い、地域共生社会の実現に向け次期計画の策定を行います。

「地域を基盤とした住民活動の推進」は、ひとり暮らし世帯が増加する中、孤立を防ぎ、生活課題が早期に発見できる地域づくりに向け、「サロン」「見守り」「生活支援」の小地域福祉活動を町内会自治会圏域で推進します。小地域福祉活動についてよくわからない、担い手不足により活動の維持が難しいといった課題に対し、講演会やサロン交流会を開催し、小地域福祉活動の啓発、活動の成果や課題を話し合う場を開催し、普及と活動の維持に取り組みます

近年、生活上の困りごとを抱える人に関して近隣住民や民生委員から相談が増えています。「住民活動・専門職の協働による相談支援体制づくり」は、住民活動による孤立の予防と専門職による相談支援や福祉サービスの提供が両立され、早期発見と対応ができる体制ができるよう地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。

「住民活動の担い手育成」は、住民活動の推進及び専門職と協働による相談支援体制づくりの実現に向け、地域福祉講演会、各種ボランティア等の養成講座を開催し、住民活動の理解促進と担い手の養成に取り組みます。また、住民活動の充実や福祉専門職との連携に向け、当会とともに地域の課題の解決に取り組むリーダー養成に取り組みます。

これらの取組を「地域づくりの活動基盤整備」を通じて、住民活動一覧表の発行や広報の充実により、住民活動を知り、参加の機会づくりに取り組みます。また住民活動の継続や住民ニーズに即した新たな活動を進めるため、概ね町内会自治会単位や地区社協単位など同じ地域に住む関係者と活動の成果や課題（担い手や参加者の減少など）が協議できる場づくりに取り組みます。

##### （主な事業内容）

###### ○地域を基盤とした住民活動の推進

- ・小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援）の新規開設と活動支援
- ・災害時にも強い地域支え合いマップづくりを通じた孤立を予防する地域づくり
- ・コロナ禍においてもつながりを維持できる住民活動の促進

- 住民活動・福祉専門職の協働による相談支援体制づくり
  - ・概ね小学校区を範囲とした地域福祉ネットワークの構築
  - ・地域共生社会の実現に向け、局内の連携、福祉専門職ネットワーク構築、住民と福祉専門職の関係強化による相談支援体制づくり
- 住民活動の担い手育成と市民活動の育成支援
  - ・地域福祉講演会やサロン交流会により幅広い住民へ福祉活動の啓発
  - ・各種養成講座による担い手養成と、活動の中心を担う住民リーダーの養成
  - ・ボランティア・市民活動サポートセンターの運営
- 地域づくりのための活動基盤整備
  - ・サロン等「住民活動一覧表」や配達可能な商店を掲載した「食の資源マップ」の発行
  - ・広報のよる市社協事業の「見える化」
  - ・社会福祉法人等福祉専門職のネットワークづくり
  - ・第5次三原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定

## (1) 地域包括支援センター（高齢者相談センター）

### (事業運営方針)

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活が継続できるよう、高齢者の生活状況の把握や各種情報提供、必要な支援等を行っていきます。また、安心して生活できる地域づくりに向け、関係機関とのネットワーク構築の促進や地域ケア会議等を開催し、抽出された地域課題の解決に向けた方策等の協議や取り組みを実施していきます。

地域共生社会の推進に向け、多様な相談に対応できるよう総合相談支援機能の充実や多職種連携の推進、認知症サポーター養成講座等の認知症の理解に関する啓発活動、介護予防に対する意識の向上に向けて啓発活動や取り組みを実施していきます。

### (主な事業内容)

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 介護予防ケアマネジメント業務
- 地域ケア会議の実施
- 認知症施策の推進

## (2) 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業

### (事業運営方針)

ボランティアやNPO法人等市民活動団体の活動の需給調整、活動に関する情報発信、運営に関する相談に応じ、活動の支援及び市民の参加促進に取り組みます。市内のボランティアニーズの把握に努め、ニーズに対応するボランティア講座の企画を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、長期にわたりボランティア活動の機会が大幅に減少しています。今後の感染状況に留意しながら、活動可能な団体の情報発信を行い、活動依頼と活動機会の増加を図ります。

ボランティア団体やNPO法人は新たな参加者や活動資金の確保が課題となっており、SNSを用いた情報発信の講座やインターネットを用いた資金確保に関する講座を実施します。

市民協働のまちづくりの中間支援組織として、住民自治組織が取り組む「地域ビジョン」の策定を支援します。策定過程では小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援）の推進や住民の生活課題について協議されることから、地域福祉の視点をもって策定を支援します。

災害時のボランティア活動に関しては、近年は規模の大小を問わず自然災害の発生が相次いでいます。発生時の迅速なニーズの把握と支援ができるよう、各種団体との連携体制の強化を図ります。また福祉課題を抱える被災世帯への継続的な訪問や福祉専門機関との支援方針の共有に努め生活の再建を支援します。

#### (主な事業内容)

- 各種ボランティア養成講座の開催，市内のニーズに応じたボランティア活動の企画，ボランティアやNPO法人に関わる情報発信を通じたボランティア活動への住民参加の促進
- 地域ビジョンの策定支援
- 災害発生時に迅速な被災者ニーズ把握と支援に向けた各種団体との連携強化及び被災者の生活再建に必要な継続的な支援の実施
- ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催

## 福祉支援課

---

#### (事業運営方針)

令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会推進の観点から包括的支援体制の構築が求められています。それらに対応するため課を再編し、局内の相談支援部門を統合し、総合的に調整、対応する機能として地域共生センターを局内に置きます。

これにより、障害や年齢の区別なく地域住民のもつ複合化・多様化した支援ニーズを受け止め、相談や資金貸付、金銭管理、情報提供等の事業を通して、高齢者、障害者、生活困窮者等の課題に包括的に支援できる連携体制の強化を図りました。

また、今年度より重層的支援体制整備事業を実施し、多機関協働での支援検討や、アウトリーチ支援での自宅訪問や同行訪問等を行い、課題の早期発見や制度の狭間にある問題へのアプローチ、その後の継続的な伴走支援につなげられるよう行政、局内で事業を推進していきます。

また、ひきこもり相談支援事業を今年度より実施することにより、ひきこもり状態にある人やその家族への相談支援体制づくりを推進していきます。「生活困窮者自立支援事業」「重層的支援体制整備事業」と「ひきこもり相談支援事業」を実施する部門として新たに「共生推進係」を設けました。

今後も局内連携をより強化して、様々な相談ニーズに対応できる資源の開発等「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」の体制構築の協議を進め、継続的な支援につながる総合相談窓口体制づくりを進めていきます。

以下、「共生推進係」「権利擁護係」「障害福祉係」の事業計画について説明いたします。

#### (共生推進係)

地域住民が抱えている生活課題を住民から専門職や関係機関に切れ目なくつなぎ、早期発見から解決までを導く重層的なセーフティネットを構築することにより、誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる地域共生社会づくりを推進します。

また、生活困窮者など、誰もが安心して自分らしく生活を送れるように、地域の身近な相談窓口として、様々な課題の解決に向けた支援を行います。

昨今増えている複合的な課題をもった世帯への支援をさまざまな視点からすすめていくことや、より連携の取れた対応をしていきます。

重層的支援体制整備事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）により、包括的支援体制づくりを進め、三原市や関係機関・地域住民等と共に課題解決

力や支援効果を高める基盤づくりを行います。

ひきこもり相談支援事業では、「三原市ひきこもり相談支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある人やその家族に対して相談窓口の周知を図り、相談支援を行うことで心理的回復及び社会活動の選択肢を増やしていきます。

経済的な問題や既存の制度につながらない生活課題など、暮らしにくさを抱えた方の相談を包括的に受け止め、必要があれば地域活動支援事業や生活福祉資金貸付事業、緊急食料等支援事業、自立相談支援事業等の制度を活用し、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に努めます。

また、障害特性に応じた支援とあわせ、利用者の権利を擁護した自立した社会生活を送れるような支援に取り組みます。予防的な面からも行政や関係機関、専門職、地域等とのネットワークを活用して課題の早期発見や早期対応に務め、その後に繋げられる支援を行います。

### (主な事業内容)

#### ○重層的支援体制整備事業

多機関協働事業では、課題が複合化している場合に、支援に関わる多機関・多職種の役割分担やコーディネートを行い、各支援機関が連携していけるよう進めていきます。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、支援関係者との連携を通じて地域の状況等の情報を共有し、相談につながっていない人や、生活課題があっても自ら解決が難しい人への支援を、本人との信頼関係の構築に向け丁寧な働きかけを行い、支援が必要な人に継続的に関わっていきます。  
参加支援事業では、既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

#### ○ひきこもり相談支援事業「三原市ひきこもり相談支援ステーション」

「三原市ひきこもり相談支援ステーション」を設置し、市民に身近な相談機関として運営していきます。相談支援においては、専門相談員を配置し、窓口相談や家庭へのアウトリーチにより継続的に支援していきます。また、居場所支援では小集団の居場所への参加支援や就労支援等、本人の回復に応じた支援を行っていきます。ひきこもり支援に関わる関係者ネットワーク会議や研修会を開催し、支援機関間での課題共有や情報交換、連携、資質向上を推進します。

#### ○生活困窮者自立支援事業【自立相談支援センターみはら】

生活困窮世帯等より幅広く相談を受け、内容に応じて情報の提供、関係機関との連携や様々な制度の利用を通して、継続的に関わりながら、自立に向けて支援をします。また、世帯の金銭管理課題の改善に向けて家計改善支援、就労開始に課題がある人に対しての就労支援などの取り組みを進め、世帯の自立に向けた支援を行います。ひきこもりや生活課題を持つ人への居場所づくりや学習・生活支援等についても、行政と支援を進めていきます。

各会議への参加、支援関係者との連携により事業の周知を進め、住民のニーズや生活課題に柔軟に対応できるように、地域住民の活動支援や情報発信を進めていきます。

### (権利擁護係)

成年後見制度利用促進体制整備事業に基づく中核機関として、前年度から「三原市権利擁護連携支援センター」を設置しました。関係機関への支援を中心としながら、関係機関との協議の場を設け、市民や周囲の関係者へ制度の啓発等を行うことで、権利擁護の推進を、重層的な課題へのアプローチの中で進めていくように務めていきます。

その上で、高齢や障害あることなどで、適切な判断が難しくなってきた方等の権利及び利益の保護に努めるため、福祉サービス利用援助事業や法人後見事業の推進をより一層取り組んでいきます。

他機関や地域への情報提供などを進め、今後も当事者だけでなく専門職も含め、必要な人に必要な情報や制度が伝わるよう周知活動に努めていきます。

(主な事業内容)

○福祉サービス利用援助事業【かけはし】

高齢や障害等の理由で、介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい人に対して、福祉サービスの利用を支援すると共に、日常の金銭管理や貴重品の預かりをすることで利用者が自立して地域で生活できるよう支援します。

○法人後見事業

認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対して、成年後見人、保佐人、補助人若しくは任意後見人となることにより、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

○生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障害者、失業者等の世帯において、生活福祉資金の貸付を行うことで、今後自立が見込まれる世帯への生活支援を図ります。

○緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

コロナ特例貸付は終了しましたが、多くの借受世帯はコロナ前の生活にもどれていない状況にあり、今も新たな貸付の相談等が寄せられています。こうした中、償還免除の承認を受けた人や償還が困難であるとの相談があった人など、特に支援が必要と考えられる借受世帯に対するよりきめ細かなフォローアップ支援が必要となっています。新型コロナウイルス感染症を契機に、改めて地域での支えあいや日頃からの取り組みの大切さを認識しており、広島県社協や自立相談支援機関等の関係機関・団体との連携・協働のもと、連携を一層強化し、借受人を含めた生活困窮者への支援を行います。

○緊急食料等支援事業（フードバンク）

緊急一時的に食料の確保が難しくなった世帯において、一時的な食料支援等を行うことで生活を支えると共に、今後の生活改善に向けての支援に繋がります。

○中核機関及び権利擁護事業ネットワークの設置【三原市権利擁護連携支援センター】

権利擁護や生活課題への包括的な支援を推進するため、権利擁護に関わる関係機関の連携や相談支援機能の強化を目的に、重層的支援体制整備事業やひきこもり支援事業など関連性を整理し、行政や関係機関が参加する会議体を設置し、権利擁護ニーズに総合的に支援できる窓口として中核機関を設置や「権利擁護に係る地域連携ネットワーク」づくりを進めます。

(障害福祉係)

障害のある人を主体とした「本人が望む暮らし」を受け止め、障害のある人の権利及び利益の保護に努めながら地域生活支援（自立と社会参加）を進めます。

地域住民と障害のある人の相互理解を図るため、局内連携と協働において、地域福祉ネットワーク会議（小学校区域）や地域ケア会議（包括エリア）などへ出向き、障害者福祉の啓発、必要な情報や制度が伝わるよう周知活動に努めていきます。

制度の狭間にある相談や複合的な課題を抱えている世帯、指定相談支援事業所からの困難ケースに関する相談に対応できるよう、相談支援機能の充実を図ります。

今年度は、新規事業として障害者就労推進事業を受託し、障害のある人の就労応援相談ステーションを地域活動支援センター内に設置します。障害のある人の就労先の拡大および就労に関する相談支援を行政や関係機関と連携を図り就労支援の相談援助の充実を図ります。

(主な事業内容)

○三原市障害者相談支援事業

- 三原市障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- 三原市障害者生活アシスタント事業
- 三原市障害者虐待防止対策事業
- サービス等利用計画作成事業（指定相談支援事業）
- 地域活動支援センター事業
- 障害者社会参加事業（障害者スポーツフェスティバル）前年度より受託
- 障害者就労推進事業

## 介護事業課

---

### （事業運営方針）

高齢者・障害者等が、地域のつながりの中で生活できるよう、住民団体等による支援活動や当会が推進する生活支援活動・見守り活動等と連携し、介護が必要になっても最後まで住み慣れた地域で生活できるように支援体制を構築し、利用者のニーズを把握し、自立につながる支援とサービスの向上に努めます。介護技術の向上や、利用者一人ひとりのニーズに合った個別プログラムの提供等に取り組み、加算取得等によりサービスの幅を広げ、魅力あるサービスを目指し、利用者の確保に努めます。

また、災害時に地域と連携した対応の強化を図り、災害対策のための業務継続計画の策定・関係機関との連携体制の確保・避難等訓練を実施し、事業推進に努めてまいります。

職員の確保・定着に向けて、組織体制への見直しや育成支援・コミュニケーションづくり等の職場環境の改善に努めます。

### （主な事業内容）

- 居宅介護支援事業…ケアマネジメントの質の向上に努め、特定事業所加算の取得を目指します。
- 訪問介護事業…研修の実施によりサービスの質の向上を目指し、統一したサービスの提供ができる体制づくりに努めます。
- 通所介護事業…資格取得のための研修の実施・専門職による改善維持向上等に向けた技術の取得に努めます。
- 障害者自立支援事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- シルバーハウジング生活援助員派遣事業

## 法人運営・総務課

---

### （事業運営方針）

法人運営については、現在の社会福祉法人を取り巻く状況を的確に把握し、引き続き経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に取り組みます。

また、さらなる組織体制の強化を図るため、組織運営上の課題等についての検討・見直しを進め、役職員が一体となって住民の信頼に応える法人運営を展開していきます。

今後も安定した事業運営を進めていくために、社協会費や共同募金などの自主財源の増強と確保に努めるとともに、予算の適正かつ効果的・効率的な執行と経費削減を図ることで、将来を見据えた持続可能な財政運営に努めます。

さらに、国が推進する「働き方改革」の内容をふまえ、働きやすい職場づくりの実現のため、引き続き職員体制・労働条件等の見直しについて検討していきます。

福祉・介護人材確保の推進については、福祉・介護人材確保等総合支援協議会において人

材の確保・育成・定着に向けた取り組みを関係機関と協働して進めていきます。

(主な事業内容)

- 現況報告書・財務諸表・役員報酬基準等の公表に関すること
- 収支状況と財政状態の適正な把握に関すること
- 労働環境の整備・職員の処遇改善に関すること
- 職員スキルアップ研修に関すること
- 社協会員制度や共同募金への協力強化
- 福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営に関すること

## 【事業内容】

### 1. 小地域福祉活動及び地域福祉ネットワーク会議の推進を通じた住民活動・民生委員・福祉専門職が連携できる相談支援体制の構築

小地域福祉活動（サロン・見守り・生活支援）の推進は、地域福祉講演会や地域福祉懇談会自治会圏域での座談会において活動を啓発し、実施地区数の増加を図ります。既に実施中の地域では、活動を通じて把握した困りごとを持ち寄り関係者で協議する場（常設サロン運営委員会や見守り活動連絡会議など）の開催を通じて、関係者と連携した相談支援体制の構築を進めます。また、他地域の活動者と交流できる機会（常設サロン交流会など）を開催し、活動の意義や成果を振り返り、事業全体の活動の充実を図ります。

地域福祉ネットワーク会議の推進は、市から生活支援体制整備事業を受託し取り組みます。設置済の9小学校区では、地域包括支援センター及び市と合同で事務局を担い、これまでの意見や社協へ寄せられる相談から、認知症や障害に関する住民理解の促進や小地域福祉活動や福祉制度では解決が難しい課題について協議できる運営に努め、住民と福祉専門職、行政、民間事業者等多機関が相互に相談でき、解決に向けた必要な取り組みが協議できる圏域の相談支援体制の構築を図ります。

未開設地区では地域福祉懇談会やサロン交流会を開催し、地域のネットワークづくりを進めます。

#### (1) 地域を基盤とした住民活動の推進

##### ①小地域福祉活動の普及啓発

- ア. 地域福祉講演会の開催
- イ. 町内会自治会圏域座談会実施
- ウ. 広報による活動紹介

##### ②ふれあい・いきいきサロン活動の推進

- ア. ふれあい・いきいきサロン活動の新規開設支援・活動支援
- イ. サロンでのつながりを基盤とした日常の声掛け・訪問活動の推進
- ウ. サロン交流会の開催による活動者間の情報交換、住民自治組織役員・民生委員へのサロン活動の理解促進
- エ. サロン交流会への居宅介護支援事業所の参加促進
- オ. サロン担い手研修会の開催（大和）  
サロン交流会への居宅介護支援事業所等専門職との連携支援（大和）

##### ③地域子育て支援サロン活動の推進

- ア. 地域子育て支援サロン交流会の開催

##### ④常設サロン活動の育成と支援

- ア. 常設サロン運営委員会の支援



- イ. 常設サロン交流会の開催
- ⑤地域見守り推進事業の推進と充実
  - ア. 地域見守り活動の育成
  - イ. 見守り活動連絡会議の支援
  - ウ. 見守り活動実施地区交流会の開催
- ⑥住民主体の生活支援活動の推進と充実
  - ア. 市域の生活支援ニーズへの社会資源開発に向けた検討
  - イ. 地域での生活支援活動の新規開設支援と運営支援
  - ウ. 生活支援活動連絡会議の定期的な開催
- ⑦地区社会福祉協議会の活動支援
  - ア. 地区社協連絡会議の開催（本郷・久井・大和）
  - イ. 地区社協研修会の開催（大和）
- ⑧災害にも強い地域支え合いマップづくりを通じた見守り体制構築と孤立予防
  - ア. 小地域福祉活動者・民生委員・住民自治組織、専門職による、要支援者の可視化
  - イ. 地域見守り活動等，日常の孤立予防やつながりづくりの推進
- ⑨災害時に備えたネットワークづくり
  - ア. 三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議の開催
  - イ. 災害ボランティアセンター運営マニュアル整備と三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議との連携
  - ウ. 災害ボランティア登録の促進
- ⑩災害時の被災者支援
  - ア. 各種団体と連携したニーズ把握と災害ボランティア活動の実施
  - イ. 福祉的課題を抱える世帯への継続的な支援
- (2) 住民活動・専門職の協働による相談支援体制づくり
  - ①生活支援体制整備事業「地域福祉ネットワーク会議」の設置推進と運営支援
    - ア. 2層（概ね小学校区）や小地域にて、住民と専門職が地域課題の共有と、課題解決に向けた協議（地域福祉ネットワーク会議・地域福祉懇談会・サロン交流会・自治会座談会）
    - イ. 1層（生活支援体制整備協議体）において、市域の社会資源と地域課題を可視化し、取り組みの波及と課題解決に向けた協議および政策提言
    - ウ. 地域福祉活動に関する社会資源開発と、人材養成
  - ②相談支援体制づくりに向けた連携
    - ア. 地域づくりに向けた市社協・包括連絡会議の開催
    - イ. 住民活動や民生委員児童委員活動の連携支援による、課題の早期発見と相談機能の強化
- (3) 住民活動の担い手育成と活動支援
  - ①幅広い住民への地域福祉に関する啓発
    - ア. 地域福祉講演会の開催
    - イ. みはら福祉大会の開催
  - ②福祉活動の担い手の育成
    - ア. 地域支え合い推進員（地域福祉推進リーダー）の養成講座開催
    - イ. 生活支え合いサポーター養成講座・フォローアップ講座の開催（生活支援体制整備事業）
    - ウ. 三原市ご近所お互いさま活動「ほっとはひと」協力員研修の開催
    - エ. 三原市認知症やすらぎ支援事業支援員養成講座の開催

- オ. 点訳・手話・朗読・要約筆記・学生等各種ボランティア養成講座の開催
- カ. プラチナ大学（広島県・広島県社協事業）の開催

### ③福祉教育の推進

- ア. 社会福祉推進協力校の指定と福祉体験学習の実施支援
- イ. 社会福祉施設夏期体験学習の実施
- ウ. 社会福祉士等実習生の受入

### ④三原市ボランティア・市民活動サポートセンターの運営

- ア. ボランティア活動に関する情報発信と需給調整
- イ. ボランティアの組織化と活動支援
- ウ. 手話通訳者配置事業・手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業の実施
- エ. 市内のニーズに沿ったボランティア活動の企画運営
- オ. NPO交流会の開催，各種講座の開催による活動支援
- カ. ボランティア活動保険の加入促進
- キ. 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催

## (4) 地域づくりのための活動基盤整備

### ①市社協事業の「見える化」

- ア. 「三原市社協だより」「みはら福祉情報」「ぼらせんだより」の発行
- イ. 市社協ホームページ・フェイスブックの有効活用
- ウ. 「みんなのふくし活動」の作成・更新と配布（生活支援体制整備事業）

### ②地域資源の「見える化」（生活支援体制整備事業）

- ア. 家事支援の状況と，資源開発に向けたアンケート調査による、地域生活維持に不足する社会資源の可視化
- イ. 食の資源マップ等生活を支える資源マップの作成と更新
- ウ. 福祉専門職による地域出前講座一覧表の更新と、講座の普及

### ③地域ビジョンの策定支援（ボランティア・市民活動サポートセンター事業）

- ア. 策定会議・ワークショップの運営等策定の支援
- イ. 策定済み地域への職員派遣等活動支援

### ④三原市社会福祉法人連絡協議会の事務局運営

- ア. 「地域における公益的な取組」を通じた，専門職による相談窓口づくりの協議
- イ. 災害時の相互協力協定「広島さっそくネット」に関する情報共有
- ウ. 「地域共生社会」「地域における公益的な取組」や「広島さっそくネット」について職員理解を深める研修会の開催

### ⑤第5次地域福祉活動計画の策定

- ア. 住民活動等へのヒアリングの実施
- イ. 策定委員会の開催

## (5) 児童福祉の推進

- ①児童交通安全対策のための交通安全帽子の寄贈（大和）
- ②子ども食堂の開設支援
- ③子ども食堂実施団体交流会の開催

## (6) 在宅福祉の推進

- ①三原市ご近所お互いさま活動「ほっとはひと」の運営
  - ア. 運営会議を開催し，ニーズ動向の把握と運営課題の協議
  - イ. 利用料金の見直しと活動内容の拡充
- ②三原市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の運営
  - ア. 事業の啓発による利用者の拡充
- ③男性ひとり暮らし高齢者・男性介護者料理教室の開催
- ④歳末期の友愛訪問活動の実施
- ⑤子育て家庭育児支援事業の受託
  - ア. コーディネーターの設置

## イ. 支援員の養成

- ⑥ふれあい訪問活動の実施（本郷）
- ⑦一人暮らしふれあい交流会（大和）
- ⑧福祉機器貸出事業の実施
- (7) 共同募金運動に関すること
  - ①戸別募金の増強と法人募金、大口募金、職域募金、学校募金の開拓
  - ②街頭募金、イベント募金等の募金活動の実施
  - ③適切な配分及び募金使途の明確化に努める
- (8) 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関すること
  - ①日本赤十字会員制度の普及と増強
  - ②三原赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進

## 2. 障害者福祉の推進

- (1) 障害者相談支援センタードリームキャッチャーに関すること  
障害者相談支援事業（基礎的事業及び機能強化事業）  
障害者福祉に関する必要な情報の提供及び助言，その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な援助を行うことにより，障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
  - ①福祉サービスの利用援助
  - ②専門機関の紹介
  - ③地域自立支援協議会の運営
- (2) 障害者生活アシスタント事業  
派遣対象者に生活協力員を相談員として派遣し，必要と認める生活支援を行う。
  - ①福祉サービス等の利用支援
  - ②健康，物品購入，余暇等の日常生活に関する相談
  - ③その他必要と認められる援助
- (3) 障害者虐待防止対策事業  
障害者虐待を防止し，併せて障害者の養護する者に対する支援体制等を確保するための業務を行う。
  - ①養護者による障害者虐待の防止及び虐待を受けた障害者の保護のための相談，指導及び助言
  - ②障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発
- (4) サービス等利用計画作成事業（指定相談支援事業）  
障害のある人やその家族の相談窓口として，情報提供や助言・権利擁護など必要な援助を行うことにより，障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう，地域生活支援を行う。
  - ①基本相談：障害児者及びその家族の生活全般に関すること
  - ②特定相談支援：障害福祉サービス利用支援における計画作成に関すること
  - ③一般相談支援：障害者の地域生活への移行と定着支援に関すること
  - ④障害児相談支援：障害児の通所支援に関すること
- (5) 地域活動支援センター事業  
相談支援事業等が出てきた生活課題や地域課題の解決に向けて，本人や地域住民が主体となる活動の推進や支援を行い，地域生活支援の促進及び障害者福祉の啓発を図る。
  - ①フリースペース提供（コロナ禍においても持続可能な開所運営の継続）
  - ②社会生活力を高めるための支援のプログラム
  - ③ICTを用いた学習・生活支援プログラムの運営

- ④ピアサポーター等による個別、グループ援助・支援
- ⑤本人や地域住民が主体の、地域の中での語り場『トビ丸カフェ』（居場所づくり）  
の立ち上げ生活情報の提供
- (6) 障害のある人の就労応援相談ステーションに関すること  
障害者就労推進事業（委託事業）  
障害のある人の就労支援に関する相談を受付け、行政、関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進を行う。障害特性の理解と啓発活動を進めつつ、障害者雇用していない企業（中小企業含む）等へ訪問し、企業開拓を行う。
  - ①働くに関する相談支援業務
  - ②就労している仲間とのつながり支援
  - ③行政、関係機関との連携
- (7) 障害者（児）福祉に関すること
  - ①三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援
  - ②障害者（児）の福祉を進める活動
  - ③視覚障害者の福祉を進める活動
    - ・点字及び録音広報等発行事業
  - ④聴覚・言語障害者の福祉を進める活動
    - ・ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実
- 3. 相談支援・共生事業・権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業の推進に関すること  
生活困窮者など、一人ひとりが自分らしく生活するため、総合的に解決を図る相談活動・緊急的な食料等の支援、福祉サービスの利用援助・成年後見等の権利擁護事業を推進します。また、地域福祉課題を解決するために、民生委員の相談活動や行政等の相談窓口と連携強化を図ります。
  - (1) 心配ごと相談事業に関すること
    - ①心配ごと相談所の開設
    - ②心配ごと相談所運営委員会の開催
    - ③相談員研修の開催
  - (2) 重層的支援体制整備事業に関すること
    - ①重層的支援会議・支援会議の調整・運営に関すること
    - ②包括的相談支援体制の構築に関すること
    - ③共生推進センターの局内・関係機関との調整に関すること
    - ④多機関協働に関すること
    - ⑤アウトリーチ支援に関すること
    - ⑥参加支援に関すること
  - (3) ひきこもり支援事業に関すること
    - ①ひきこもり相談支援センターの運営に関すること
      - ア. 相談支援窓口の設置運営に関すること
      - イ. 専門相談会の実施に関すること
      - ウ. 居場所の設置運営に関すること
      - エ. 社会参加及び就労への支援に関すること
      - オ. 関係機関との連携に関すること
      - カ. 家族の支援に関すること
      - キ. 住民向け講演会の実施に関すること
  - (4) 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）に関すること
    - ①自立相談支援事業
      - ア. 訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援
      - イ. ニーズに応じた支援プランの作成

- ウ. 課題の評価・分析（アセスメント）
- エ. 関係機関との連携体制の確保
- オ. 就労に関する相談支援
- ②家計改善支援
- ③住居確保給付金事業
- (5) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援
  - ①償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援
  - ②償還免除申請に未応答の借受人へのフォローアップ支援
  - ③償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援
- (6) 生活福祉資金貸付事業に関すること
  - ①生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金），臨時特例つなぎ資金の相談・貸付・支援・指導（償還）
  - ②緊急小口資金・総合支援資金
  - ③緊急つなぎ資金貸付事業
- (7) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関すること
  - ①福祉サービスの利用援助，日常的な金銭管理，通帳，保険証等の預かりサービス
  - ②関係機関の連携
  - ③生活支援員の育成・研修
  - ④事業の啓発と相談機能の強化
- (8) 成年後見事業に関すること
  - ①相談・支援活動の充実
  - ②事業の啓発と周知
- (9) 緊急食料等支援事業（フードバンク）に関すること
  - ①緊急一時的な食料等の提供
  - ②行政や関係機関との連携
- (10) 高齢者相談センターは一もに一（三原市北部地域包括支援センター）に関すること
 

高齢者相談センターは一もに一は，八幡町・久井町・大和町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として，機能の充実に努め，各関係機関・団体と連携を図り，高齢者の地域ケアのネットワーク事業や総合相談事業を推進します。

  - ①総合相談支援業務に関すること
    - ア. 高齢者に関する総合相談・支援体制の実施
    - イ. 実態把握による要援助者等への相談支援の実施
    - ウ. 地域住民に対する広報活動の実施
  - ②権利擁護業務に関すること
    - ア. 高齢者虐待の防止や早期発見に関する啓発活動，高齢者虐待への対応
    - イ. 成年後見制度に関する啓発活動，相談支援の実施
    - ウ. 消費者被害防止に関する啓発活動，相談支援の実施
    - エ. 支援困難事例への対応
  - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること
    - ア. 包括的・継続的なケア体制の構築に向け，関係機関等との連携・協働の推進
    - イ. 介護支援専門員に対する個別相談・支援の実施
  - ④介護予防ケアマネジメント業務に関すること
    - ア. 事業該当者，要支援認定者に対する自立支援に向けた支援計画の作成
  - ⑤地域包括ケアの実現に関すること
    - ア. 地域ケア会議の開催
      - ・個別事例の解決に向けた地域ケア会議の実施
      - ・多職種連携・協働の促進に向けた地域ケア会議の実施
      - ・見守り活動連絡会議等との連携・協働の実施

#### イ.生活支援コーディネーターとの連携

- ・第1層、第2層生活支援コーディネーターとの連携・協働の推進

#### ⑥認知症施策の推進に関すること

ア.認知症に関する啓発活動、相談支援の実施

イ.認知症カフェの企画運営

#### ⑦介護予防教室に関すること

ア.地域住民に対して運動機能や認知機能等の低下の予防に資する健康教育の実施

#### (8)複合的な生活課題を検討する局内会議の設置

①複合的な課題を持つ人、制度の狭間にある人等への支援を協議するため、各課職員による特命支援会議の開催

②日常的な支援の課題の協議、局内連携を円滑にすすめるための局内連携会議の開催

#### 4.介護サービス事業に関すること

利用者本位・自立支援に向けた充実した介護サービスの提供を推進します。

「介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、住み続けたい」という願いをかなえるため、また障害のある人に自立や社会参加を支援するため、個々のニーズを集約し、必要に応じた介護サービスを推進します。障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行、事業間での連携・情報共有化、多職種との連携の充実を図ります。

人材確保・人材育成、利用者やその家族から信頼されるよう魅力あるサービスの提供や、円滑な介護サービス事業が実施できるよう、介護技術の向上等に努め、効果的・効率的な経営に努めます。

#### (1)居宅介護支援事業の充実（梅林・久井・大和）

- ・ケアプラン（居宅サービス計画書）の作成
- ・要介護認定・要支援認定の調査
- ・住宅改修相談・計画
- ・福祉用具相談計画

#### (2)訪問介護事業の充実（梅林・久井・大和）

- ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助・外出介助）
- ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供

#### (3)通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）

- ・利用者の社会的孤立感の解消
- ・心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減
- ・レクリエーションや日常生活動作訓練、食事や入浴のサービスの提供

#### (4)障害者訪問介護・障害者通所介護の充実

- ・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供
- ・障害者の自立支援
- ・居宅介護（梅林・久井・大和）
- ・重度訪問（梅林・久井・大和）
- ・同行援護（梅林）
- ・移動支援（梅林・大和）

#### (5)介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ・安心して自立した日常生活を送るための、効果的で効率的な支援の提供

#### (6)介護サービス事業所の効率的な経営

- ・専門性の高いサービス提供のための人材育成
- ・効果的・効率的経営で安定した事業所の確立

#### (7)緩和基準型訪問サービス・通所サービスの充実

- ・要支援1・2の方と事業対象者の方に、生活援助（身体介護を除く）・通所介護施設で機能訓練等の場を提供（大和）

#### (8)三原市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に関すること

- ・介護職員初任者研修の実施
- ・介護施設などで身体介護を伴わない業務に従事する「介護助手」の拡充

- ・学生など若い世代を対象としたイベントの実施
- (9) シルバーハウジングの入居者への生活援助

## 5. 法人運営に関すること

地域福祉を的確に推進するために、健全な財政基盤の確立と人材育成に努めます。

- (1) 事業運営の透明性の向上と情報発信
- (2) 財務規律の強化
  - ・より適正な資金管理と積立金の有効な運用
- (3) 役員・評議員研修及び職員研修による資質の向上
  - ・コミュニティーソーシャルワーク・相談支援等を担う職員研修の充実
  - ・災害ボランティアセンター運営にかかる職員研修
- (4) 市社協会員の加入促進（自主財源の確保）
- (5) 三原市との連携・協働体制の強化